

審議案件に関する概要

令和4年10月28日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項 [変更]
届出日	令和4年3月28日
担当部署	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通二十一丁目南1番10号
株式会社デンコードー 代表取締役 遠藤 義行	宮城県名取市上余田字刈田308番地
株式会社サッポロドラッグストア 代表取締役 富山 浩樹	札幌市東区北八条東四丁目1番20号
有限会社ソフトアイランド 代表取締役 島崎 秀夫	河東郡音更町木野西通十二丁目7番地12

2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	木野タウン 北海道河東郡音更町木野大通東11丁目1-1ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳英樹 札幌市白石区本通二十一丁目南1番10号 株式会社デンコードー代表取締役 遠藤義行 宮城県名取市上余田字刈田308番地 株式会社サッポロドラッグストア 札幌市東区北八条東四丁目1番20号 未定	
(3) 変更日	令和4年11月29日	
(4) 店舗面積の合計	(変更前)	3,134㎡
	(変更後)	7,919㎡
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	(変更前) 145台 (変更後) 534台
	駐輪場の収容台数	(変更前) 15台 (変更後) 45台
	荷さばき施設の面積	(変更前) 72㎡ (変更後) 218㎡
	廃棄物保管施設の容量	(変更前) 45㎡ (変更後) 90㎡
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	(変更前) 午前9:00～午後10:00 (変更後) A棟 午前7:30～翌午前0:00 B棟 午前9:00～午後10:00 C棟 午前7:30～翌午前0:00 D棟 午前9:00～午後10:00
	駐車場の利用時間帯	(変更前) 午前8時30分～午後10:30 (変更後) 午前6時30分～翌午前0:30
	駐車場の出入口数	(変更前) 出入口1箇所、入口2箇所、出口2箇所 (変更後) 出入口5箇所、入口3箇所、出口2箇所

荷さばき時間帯
(変更なし)

午前6:00～午後10:00

3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要台数531台≤設置台数534台				
	従業員駐車場等の整備	従業員専用駐車場 43台 従業員駐車場・雪堆積場 196台 エルシティ 276台 ペットワールドPROX 72台				
	駐輪場 (自動二輪車含)の整備	<ul style="list-style-type: none"> 45台分設置 自動二輪での来客は極端に少なく、計画駐車場で対応可能 				
	来客車両等の入出庫方法	屋外に平面自走式、オペレーター無し				
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> 商品搬出入車両の計画的な運用により荷捌き待ち車両の発生はない。 				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> 従業員や取引業者等とともに店舗周辺や場内における低速度走行や歩行者及び来客への安全確認の徹底。 出入口看板、一時停止表示等で安全と円滑な自動車誘導に配慮。 店舗入口及び歩道近くにハンディキャップ駐車スペースを確保。 				
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> 繁忙期には、各出入口に配置し安全と円滑な誘導に配慮。 				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> 原則10cm以上の積雪が生じた場合に除雪 従業員駐車や駐車場外周部等に一時堆雪するが、逐次排雪を行い必要駐車台数の確保に努める。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価
			1	55dB	47dB	○
			2	55dB	49dB	○
			3	60dB	44dB	○
	夜間の等価騒音レベルの予測結果		1	45dB	34dB	○
			2	45dB	38dB	○
			3	50dB	34dB	○
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点/音源の種類		規制基準値	予測結果	評価
		a1	空調機①	40dB (-db)	48dB (-db)	A4に合成
		a2	空調機②	40dB (-db)	50dB (-db)	A4に合成
		A1	空④+冷④+排⑭	40dB	38dB	○
		a3	冷凍機①	40dB (-db)	50dB (-db)	A4に合成
		a4	冷凍機②	40dB (-db)	50dB (-db)	A4に合成
a5		冷凍機③	40dB	28dB	○	
a6		排気④	40dB	37dB	○	
a7		排気⑤	40dB	37dB	○	
A2	排⑥+排⑦	40dB	27dB	○		
A3	排⑧+排⑨+排⑩	40dB	16dB	○		

	a8	排気⑬	40dB	15dB	○
	a9	排気⑯	40dB	23dB	○
	A4	空①+空②+冷①+ 冷②+冷③+排④+ 排⑤	(40dB)	(39dB)	△
	c1	来客自動車走行音	40dB (40dB)	57dB (34dB)	△
	c2	来客自動車走行音	40dB (40dB)	42dB (40dB)	△
	c3	来客自動車走行音	50dB (50dB)	70dB (43dB)	△
	d1	ドア開閉音	40dB (40dB)	51dB (35dB)	△
	d2	ドア開閉音	40dB	40dB	○
	d3	ドア開閉音	50dB	49dB	○
	※ 評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近住居の壁際では基準を満たす。				
	※ () 内数値は直近住居壁際でのdB				
	騒音問題の一般的対策	<ul style="list-style-type: none"> 従業員や取引先業者に対して、自動車の低速走行などの環境への配慮を指導。 			
	荷捌き作業時の対策	<ul style="list-style-type: none"> 搬出入車両等の不要なアイドリング防止により騒音と排気ガスの削減に取り組む。 			
	付帯設備・施設等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 室外機は低騒音型を設置するとともに、既設機器については適切な点検を実施し騒音低減に配慮。 			
	青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> 営業終了後、駐車場出入口をチェーン等で閉鎖 			
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 除排雪作業は基本的には深夜早朝時間帯（午後10時～午前6時）には実施しない。 場内にアイドリング停止等をお願いする看板を設置して近隣住宅に配慮する。 騒音問題発生の際は適切な対応を図る。 			
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	<ul style="list-style-type: none"> 指針容量 $36\text{m}^3 \leq$ 設置容量 90m^3 			
	保管場所の位置、構造等	<ul style="list-style-type: none"> 屋内密閉型又は堅牢な金属製物置設置で飛散防止や美観・衛生面に配慮 			
	運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> 分別を徹底し回収作業の迅速化を図る 			
	減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> 分別処理の徹底に努めリサイクル率の向上に努める。 			
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 生ゴミ等の保管は袋等で密閉の上、堅牢な施設で保管して悪臭の発生を防ぐ。 			
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> 店舗運営責任者との連携を図り、適切に対応策を講じる。 			
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 立地する地域で街並みづくりが行われる場合は、阻害することがないように調和を図る 屋外広告物の設置に関しては法令等を遵守 				
(5) 防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体から避難場所の提供や物資の提供等の要請があれば必要な協力を行う 				
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 閉店後の機械警備の作動及び施錠を徹底。 				
(7) 関係行政機関との協議状況					
公安委員会					

北海道釧路方面 帯広警察署 交通第一課	令和4年3月2日 計画概要について説明 ○指摘事項なし
北海道警察本部 交通規制課	令和4年3月11日 計画概要について説明 ○「国道側出口②の向かいが交差点であるが、問題はなか」との指摘。 → 図面錯誤のため、図面の出口②の位置を交差点外に訂正。
道路管理者	
北海道開発局 帯広開発建設部 帯広道路事務所 総務課	令和4年3月2日 計画概要について説明 ○平成30年の協議に従って入口②、入口③及び出口③を整備・使用し、不要な出入口は原状回復する旨説明し、了解。
十勝総合振興局 帯広建設管理部 事業課	令和4年3月2日 計画概要について説明 ○入口①及び出口①は平成30年の協議に基づいて既に使用済みとして、了解。
音更町 建設水道部 都市計画課	令和4年3月2日 計画概要について説明 ○出入口①及び搬出入車両出入口は既に使用済み、出入口②は開発行為で協議済み、出入口③は既設を少し移設する。出入口④及び出入口⑤は既設を使用することで了解。
地元市町村	
音更町 経済部商工観光課	令和4年3月1日 計画概要について説明 ○指摘事項なし（「関係各課」への説明依頼）
音更町 町民生活部 環境生活課	令和4年3月1日 計画概要について説明 ○「音更町公害防止条例に定める大型機器等を設置する際は事前届出が必要」とのこと →当該機器の設置なし
音更町 建設水道部 都市計画課	令和4年3月2日 計画概要について説明 ○「入口①からの入庫車と出入口①から進行してくる入庫車が交錯して混雑が生じないよう配慮が必要」とのこと →入口①からの入庫車両が優先となるよう路面標示等を適切に整備し混雑防止を図る。

4 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見なし（令和4年8月8日付）
(2) 住民等の意見	意見なし

5 道（十勝総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見なし（令和4年10月13日付）

別紙

(答申)
木野タウン

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、施設の配置について、駐車場利用車と南側町道を渡る地域住民や来店客との交錯の危険性について懸念する意見が出された。これに対して事業者は、当審議会の懸念を踏まえ、横断歩道等の設置について、道路管理者・公安へ協議を実施したものの、協議の結果、現状では設置が困難なため、今後安全を脅かす事態が発生した際は地域住民と協力し再度横断歩道の設置に向け要望を挙げていく意向であることなど、安全確保に向けた一定の配慮がなされていることを確認した。その他、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

音更町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。